

## 第4次大府市都市計画マスタープランの改訂について

### 1 改訂の経緯

本計画は、令和2年3月に、将来都市像「まちの心地よさを五感で感じられ、いつまでも住み続けたいと思える健康都市」を掲げ策定したものです。その後、土地利用について、用途確定したものや産業地の拡張など土地利用の精査を図る必要が発生したため、本計画の一部改訂を行うものです。

なお、本改訂に伴い、上位計画である第6次大府市総合計画の土地利用計画【P34】についても合わせて改訂します。

### 2 改訂内容

#### (1) 土地利用計画図 【別紙1参照】

本計画P47に示す「図表2-2 将来都市構造図」の方針を基に、以下の点について、土地利用計画図を変更します。

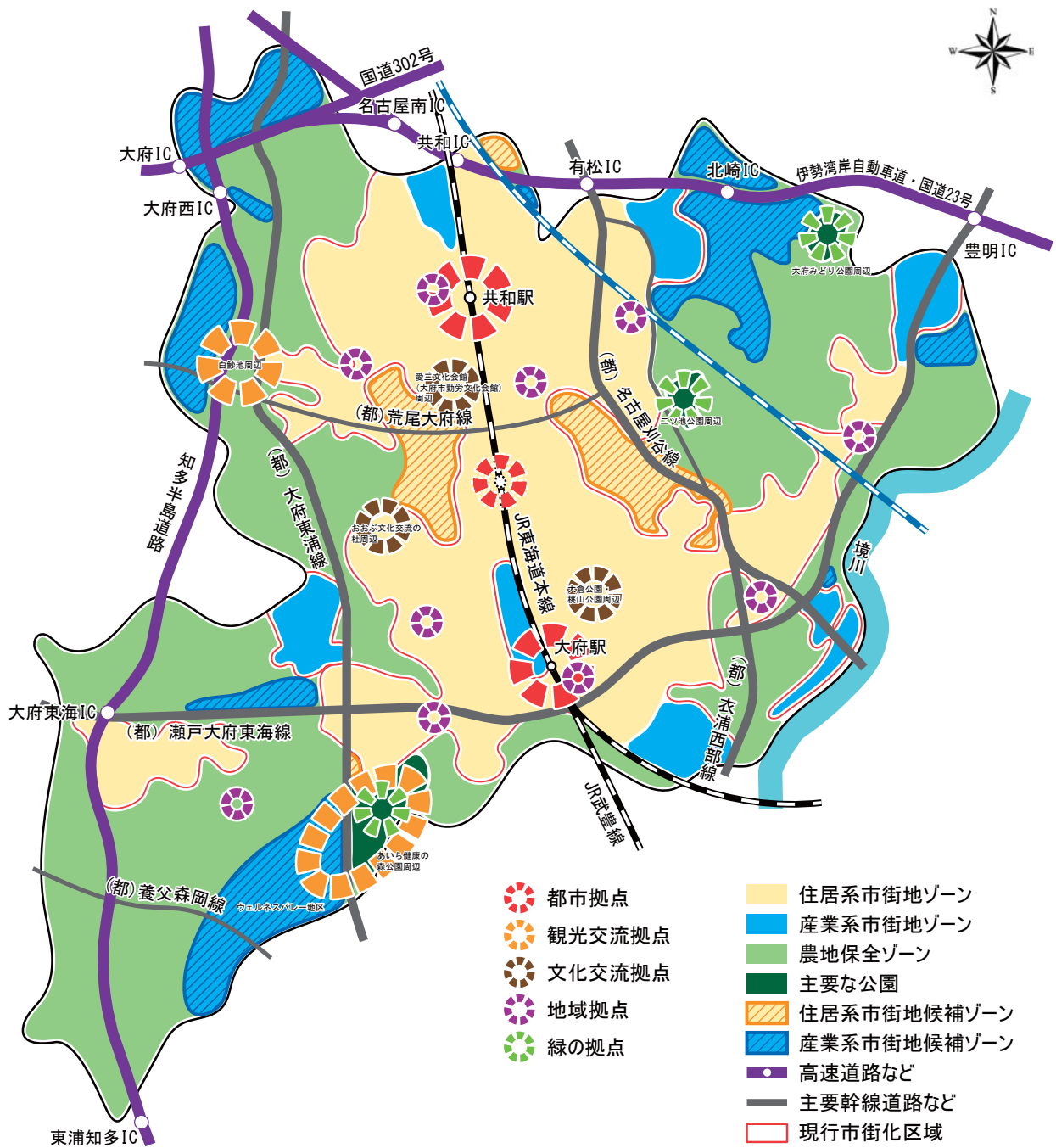
	改訂箇所	改訂内容	理由
①	名和共和地区	区域変更 (着色変更)	既に市街化編入を行い、産業系の土地利用を図る土地となったため。
②	長草杵口下地区	区域変更 (拡大)	市街化編入予定区域を位置付けるため。 (都市計画決定の根拠)
③	ニツ池公園	区域変更 (拡大)	都市計画決定している区域と整合を図るとともに、区域拡大をするため。(都市計画決定の根拠)
④	大府みどり公園	区域変更 (拡大)	区域拡大をするため。 (都市計画決定の根拠)
⑤	文化交流の杜	区域変更 (拡大)	文化交流の杜の土地利用に合う地区を敷地全域に位置付けるため。

#### (2) 都市整備の方針 【別紙2参照】

本計画P60に示す「②公園・緑地の整備－(1)公園の整備方針」について、本市における地域の交流・憩いの場となる公園の適切な配置を推進し、公園の魅力の維持・向上を図るため、公共施設の跡地などにおける公園整備について一部修正します。

修正前	土地区画整理事業などにより、新たに市街地整備が行われる地区において、計画的に公園の整備・保全を行います。
修正後	土地区画整理事業などにより、新たに市街地整備が行われる地区や公共施設の跡地などにおいて、市内の公園の配置バランスを考慮し、計画的に公園の整備・保全を行います。

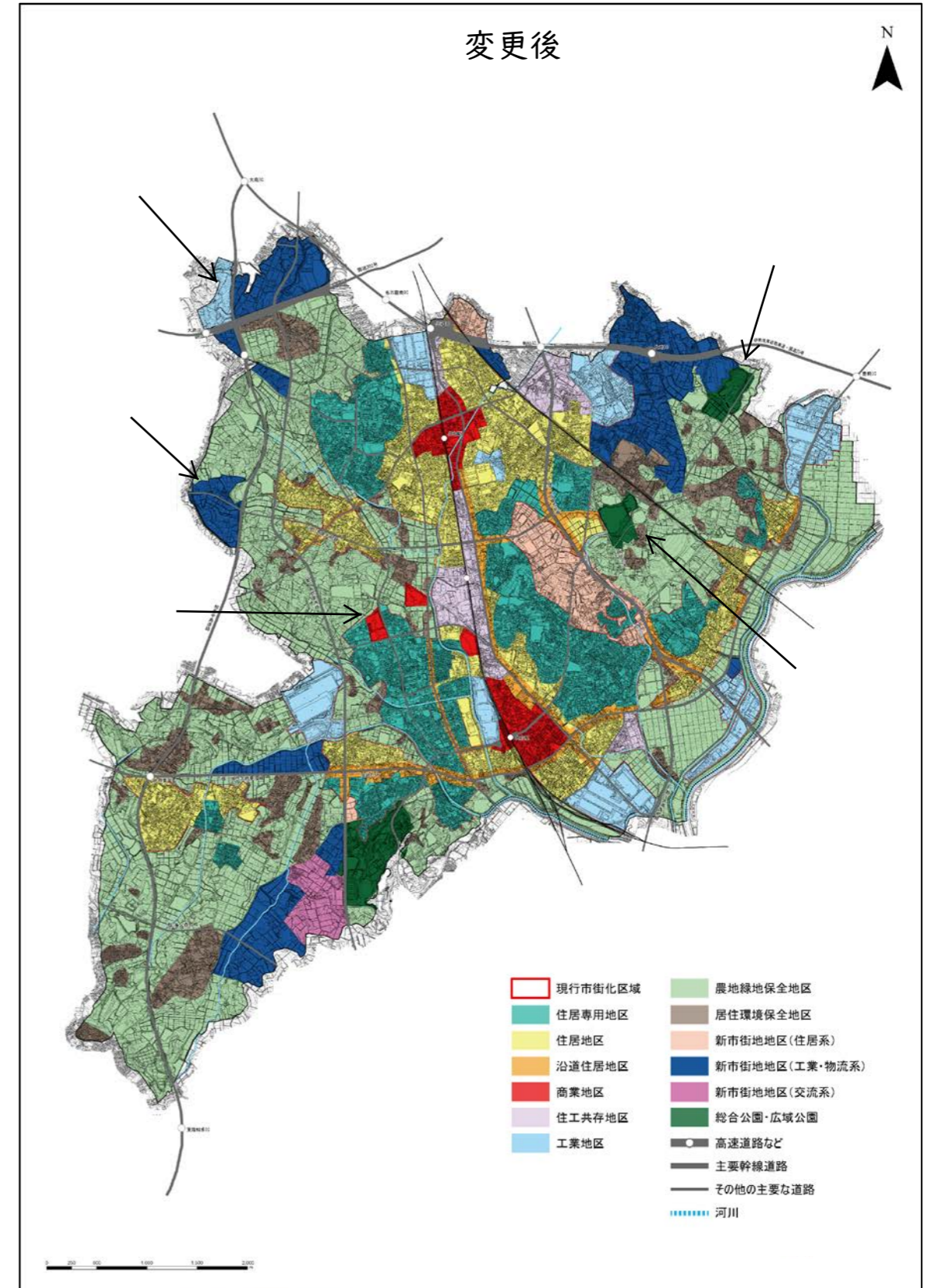
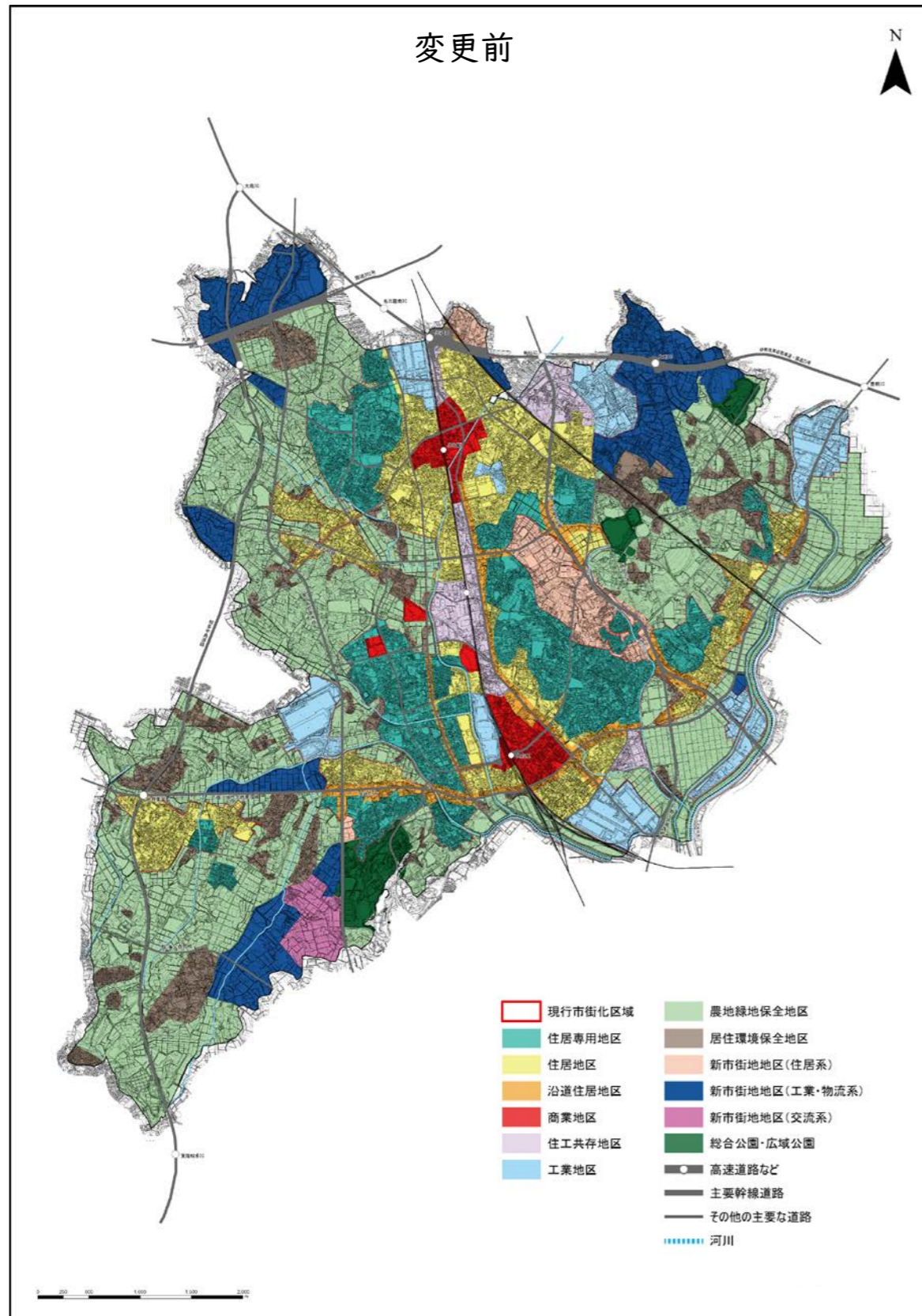
(注) なお、改訂に伴い、「土地利用の方針」及び「都市整備の方針」などの根幹部分に変更はありません。



図表2-2 将来都市構造図

(計画書 P47)

土地利用計画図 新旧対照図 (計画書 P54)



# 改訂後案

## 2 公園・緑地の整備

### (1) 公園

「大府市緑の基本計画」により、身近に緑を感じることができ、地域の交流・憩いの場となる公園の適切な配置を推進するとともに、公園が有する機能や役割を踏まえ、公園の魅力の維持・向上を図ります。

#### 【整備方針】

- 土地区画整理事業などにより、新たに市街地整備が行われる地区や公共施設の跡地などにおいて、市域内の公園の配置バランスを考慮し、計画的に公園の整備・保全を行います。
- 公園の計画段階から地域住民が参加し、地域が主体となった公園の利活用や維持管理を踏まえた、地域住民との協働による整備を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園施設のユニバーサルデザイン化や災害時の避難者の安全確保など防災機能を備え、誰もが安心して利用できる公園整備を推進します。また、死角をなくして見通しを確保するなど、防犯の観点についても考慮します。
- 緑地やため池などの自然環境や水辺環境などを生かし、自然に触れながら四季を感じることできる空間の整備を検討します。白鮎池周辺は、隣接する知多半島道路大府PA(仮)と連携した観光交流や憩いの場として、活用・保全を行います。
- 公園施設の充実を図るとともに、適切な維持管理に努め、公園機能の維持・向上を図ります。
- 公園施設の経年変化や老朽化に対し、安心・安全な施設機能を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検や維持管理、更新を行います。
- 市民ニーズや社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、利用者の実態にあった既存の公園や広場などの見直しを行うとともに、地域特性に応じた再整備などを検討します。
- 公園施設の更新や維持管理費用を確保するため、民間活力の導入に向けた取組を検討します。

### (2) 緑地

市内一円の緑のネットワークの形成により市民生活にゆとりやうるおいを与えるとともに、良好な都市空間を形成するため、「大府市緑の基本計画」により、緑地の保全・創出を推進します。

#### 【整備方針】

- 将来的に市街地として整備する区域は、地区計画制度の活用などにより、可能な限り緑地の確保に努めます。
- 公園・緑地・ため池など自然とのふれあいの場をつなぎ、多様な生物の生息環境や良好な自然環境を形成するため、石ヶ瀬川・鞍流瀬川などの緑道の整備を推進します。
- 緑地を活用したうるおいある環境を保全・創出するために、大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、保全地区などを適正に維持します。
- 緑化による緑の創出や地域の魅力づくりを積極的に推進するために、道路や学校などの公共施設緑化の推進を図るとともに、市民や事業者との協働により民有地緑化を促進します。

# 改訂前

## 2 公園・緑地の整備

### (1) 公園

「大府市緑の基本計画」により、身近に緑を感じることができ、地域の交流・憩いの場となる公園の適切な配置を推進するとともに、公園が有する機能や役割を踏まえ、公園の魅力の維持・向上を図ります。

#### 【整備方針】

- 土地区画整理事業などにより、新たに市街地整備が行われる地区において、計画的に公園の整備・保全を行います。
- 公園の計画段階から地域住民が参加し、地域が主体となった公園の利活用や維持管理を踏まえた、地域住民との協働による整備を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園施設のユニバーサルデザイン化や災害時の避難者の安全確保など防災機能を備え、誰もが安心して利用できる公園整備を推進します。また、死角をなくして見通しを確保するなど、防犯の観点についても考慮します。
- 緑地やため池などの自然環境や水辺環境などを生かし、自然に触れながら四季を感じることできる空間の整備を検討します。白鮎池周辺は、隣接する知多半島道路大府PA(仮)と連携した観光交流や憩いの場として、活用・保全を行います。
- 公園施設の充実を図るとともに、適切な維持管理に努め、公園機能の維持・向上を図ります。
- 公園施設の経年変化や老朽化に対し、安心・安全な施設機能を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検や維持管理、更新を行います。
- 市民ニーズや社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、利用者の実態にあった既存の公園や広場などの見直しを行うとともに、地域特性に応じた再整備などを検討します。
- 公園施設の更新や維持管理費用を確保するため、民間活力の導入に向けた取組を検討します。

### (2) 緑地

市内一円の緑のネットワークの形成により市民生活にゆとりやうるおいを与えるとともに、良好な都市空間を形成するため、「大府市緑の基本計画」により、緑地の保全・創出を推進します。

#### 【整備方針】

- 将来的に市街地として整備する区域は、地区計画制度の活用などにより、可能な限り緑地の確保に努めます。
- 公園・緑地・ため池など自然とのふれあいの場をつなぎ、多様な生物の生息環境や良好な自然環境を形成するため、石ヶ瀬川・鞍流瀬川などの緑道の整備を推進します。
- 緑地を活用したうるおいある環境を保全・創出するために、大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、保全地区などを適正に維持します。
- 緑化による緑の創出や地域の魅力づくりを積極的に推進するために、道路や学校などの公共施設緑化の推進を図るとともに、市民や事業者との協働により民有地緑化を促進します。

序章 都市計画マスタープラン策定の背景

第1章 現状と課題の整理

第2章 将来都市像、都市づくりの目標

第3章 土地利用の方針

第4章 都市整備の方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の実現に向けて

序章 都市計画マスタープラン策定の背景

第1章 現状と課題の整理

第2章 将来都市像、都市づくりの目標

第3章 土地利用の方針

第4章 都市整備の方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の実現に向けて